**研究倫理誓約書（研究者・学生用）**

年　　月　　日

獨協医科大学学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名(自署) 　　　　　　　　　　㊞

　私は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていること、及び研究費等の原資が、国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄付金、学生納付金等によって賄われていることを自覚し、文部科学省、厚生労働省などの公的機関から配分される競争的資金、獨協医科大学から配分される旅費、委託研究費を含む学内研究費等、及び各種民間助成財団から配分される研究助成金（以下、「研究費等」という）の経費執行並びに研究活動を遂行する上で、本学の研究者・学生として下記の条項を誠実に遵守することを誓約します。万一、誓約事項に反する行為を行った場合には、本学の就業規則、学則に違反した場合と同様に、懲戒処分の対象となることを了承いたします。

　記

第1条　国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、指針等並びに本学の諸規程を遵守いたします。

第2条　研究費等の使用に当っては、関係法令、本学の当該補助金等の使用規則等及び経理諸規程を遵守し、配分された研究費等は当該研究目的のみに使用いたします。

第3条　研究費等の適正な使用・管理に努め、預け金、カラ出張、カラ謝金等の研究費の不正使用を行わず、また加担いたしません。

第4条　研究費等に関する証拠書類等については、研究費配分機関の要項及び契約書、並びに本学の経理諸規程等に基づき所定の期間、適切に管理・保存いたします。

第5条　研究活動の過程において、論文等の主著者あるいは共著者であることを問わず、データや調査結果等の捏造、改ざん、盗用あるいは論文の二重投稿等の不正行為を行わず、また加担いたしません。

第6条　研究費等の不正使用又は研究活動における不正行為が判明し、研究費配分機関から当該研究費等の返還を求められた場合は、自らが支払責任を負います。

第7条　研究活動によって得られた研究資料（文書、数値データ、画像など）と試料（実験試料、標本など）は、本学の「研究者の不正行為防止に関する運用ガイドライン」に基づいて適切に保存し、内容を他者に漏洩することはしません。

以　上